

## 消費税軽減税率制度説明会

平成31年10月から消費税率の引き上げとともに、軽減税率制度がスタートします。軽減税率制度においては、記帳や請求書等の作成方法等がこれまでと変わることから、その準備が必要となります。

また、この軽減税率制度は、課税事業者だけでなく、免税事業者（消費税の申告が必要でない方）を含めたすべての事業者の方に関係します。そこで「消費税軽減税率制度説明会」を下記のとおり開催致します。

**【開催日時】平成30年12月4日（火） 13:30～15:00**

**【開催場所】島原商工会議所会議室（島原市高島二丁目 7217）**

**【参加費】無 料**

**【説明内容】**



- ①消費税軽減税率制度の概要
- ②帳簿及び請求書等の記載と保存
- ③消費税額の計算と税額計算の特例
- ④適格請求書等保存方式（インボイス制度）について
- ⑤軽減税率対策補助金
- ⑥価格表示 ※説明は島原税務署職員が行います。



**【申 込 先】島原商工会議所【TEL 62-2101・FAX 62-2393】**

※準備の都合上、ご参加頂ける方は11月26日（月）迄にTEL又はFAXにて必ずご連絡下さい。

共催：島原商工会議所・有明町商工会・島原市青色申告会・島原税務署

島原商工会議所 行 説明会(12月4日)申込書 (FAX 62-2393)

事業所名・団体名等	参加者氏名	電話番号
		— —
		— —
		— —

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・名簿作成に利用するほか、講師が閲覧することがあります。